

「JAF 競技エアロビック登録クラブ」規定

(目的)

第1条 本規定は、公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「本連盟」又は「JAF」）の競技エアロビック登録クラブの認定に関わる事項について定め、もって、エアロビックの競技力向上を目的とする。

(登録クラブ)

第2条 本連盟は、競技エアロビック選手育成の拠点づくりとして、競技エアロビック登録クラブ(以下「登録クラブ」)を認定する。なお、登録クラブは、本連盟の法人賛助会員となる。

(種類)

第3条 本連盟が認定する登録クラブの種類は、次の通りとする。

- (1) 公共スポーツ団体または公共に準じるスポーツ団体
- (2) 商業スポーツ団体
- (3) 学校(大学、短期大学、専門学校、高校、中学校、小学校等)
- (4) 競技エアロビッククラブ及びサークル
- (5) その他、本連盟が認める団体又は組織

2. 上記団体において、複数の施設、支店・系列クラブを所有する場合は、各施設、支店、系列クラブ毎に本連盟に登録する。

(登録の条件)

第4条 登録するクラブは以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 代表者はJAF個人賛助会員であること
- (2) トレーニングに耐えうる十分な専有施設か借用施設の確保が可能なこと
- (3) ガイドライン（別途提示）を基本とした指導を行っていること
- (4) JAF認定の指導専門委員又はTA（テクニカル・アドバイザー）有資格者が1名以上指導に係っていること
- (5) 複数のJAF登録選手が所属していること
- (6) 本連盟が定める各種規定及び規則を遵守していること
- (7) 保険等の選手の安全管理が整備されていること
- (8) 本連盟の活動に賛同し、秩序ある運営管理が行われていること

(登録のメリット)

第5条 登録クラブには次のメリット等を付与する。

- (1) 国内外の競技会及び選手強化に関する情報提供
- (2) 登録クラブ間の情報共有
- (3) JAF季刊誌等によるクラブ紹介
- (4) 選手のクラブへの紹介
- (5) 大会出場選手の所属登録クラブ名の露出(テレビ、雑誌、大会アナウンス等)
- (6) エアロビック技能検定会の委託開催
- (7) 審判員新規養成講習会の開催（B級）
- (8) 本連盟ホームページ内にて、登録クラブ専用マイページの開設

(申請手続き)

第6条 登録クラブの認定を希望するクラブは、別に定める細則に従って登録申請を行うものとする。

(登録の取消)

第7条 次に掲げる事項に該当する場合は、登録クラブ認定の取り消しとなり、登録認定証を返却しなければならない。

- (1) 登録クラブの年会費を滞納したとき
- (2) 登録クラブの指定条件が満たないとき
- (3) 登録クラブとしてふさわしくない行為や本連盟の定める倫理規定の違反行為があったとき
- (4) 本連盟理事会の議決を経て除名されたとき

(交流会議)

第8条 認定を受けた登録クラブの代表者による交流会議を開催し、次の事項等について協議する。

- (1) 登録クラブの活動方針
 - (2) クラブ運営に関する情報の交流
 - (3) 選手育成に必要な情報の交流
 - (4) その他、登録クラブの交流促進に関する事項
2. 交流会議は本連盟の会長又は理事長が必要に応じて招集する。

(附則)

1. 本規定は、平成15年10月1日から施行する
2. 平成18年4月1日改定
3. 平成18年10月1日改定
4. 平成18年11月1日改定
5. 平成20年4月1日改定
6. 平成21年4月1日改定
7. 平成24年8月1日改定

「競技エアロビック登録クラブ規定」の細則

(趣旨)

第1条 本細則は、JAF競技エアロビック登録クラブ規定に定められた事項の他、必要な事項について定める。

(資格の確認)

第2条 本連盟は、本連盟の登録クラブ規定に定める認定条件を満たすクラブに対し、「認定証」を交付する。

(登録の申請手続き)

第3条 登録の申請は所定の用紙に必要事項を記入して、本連盟事務局に申請する。

2. 登録条件等の審査により認められた団体は、正式にJAF競技エアロビック登録クラブとして認定される。

(登録の審査)

第4条 登録クラブの認定に当たっては、JAF総務委員会が審査し、会長又は理事長が承認する。

(登録の期間)

第5条 登録の期間は1年間とし、以後1年毎に更新される。

(報告書提出)

第6条 毎年度3月末日までに、活動内容を所定の報告書にて提出する。

(認定料等)

第7条 審査により認められた団体は、本連盟に対し次の認定料、年会費を支払う。

- (1) 認定料 54,000円(初年度)
- (2) 年会費 60,000円(毎年)

(技能検定の対象)

第8条 登録クラブが開催する技能検定会の対象はクラブ内の会員とする。また、技能検定会の実施に当たっては「技能検定会実施要項」等に遵守して行う。

(審判員新規養成講習会の開催)

第9条 登録クラブは審判員新規養成講習会を開催することができる。詳しい実施要項は「審判員新規養成講習会実施要項」等に遵守して行う。

(交流会議の決定事項)

第10条 登録クラブ交流会議の重要な決定事項については、登録クラブ(現在数)の過半数の賛成を以って決定される。

(附則)

1. 本細則は平成15年10月1日より施行する
2. 平成18年4月1日改定
3. 平成18年10月1日改定
4. 平成18年11月1日改定
5. 平成20年4月1日改定
6. 平成21年4月1日改定
7. 平成24年8月1日改定